

第5回有識者会議 資料1（基本方針案）及び資料2（政省令）に関する意見について

婦人相談所長全国連絡会議
会長 高岸 聡子

1 資料1（基本方針案）に関する意見

箇所	資料1（基本方針案）	意見
はじめに		
2 方針のねらい		
●	P 3 旧売春防止法第4章に基づく婦人保護事業は、困難な問題に直面している女性の権利の擁護・福祉の増進や自立支援等の視点は不十分なものであった。また、婦人保護事業による支援の対象者が拡充してきた中においてもなお、制度や施設等の利用に円滑につながりにくい場合があること、旧法下での支援内容が支援対象者のニーズに合わないこと、婦人保護事業の存在等に関する周知が不足していること、地方自治体によって制度の利用に独自のルールが設けられている場合があること等を背景として、婦人保護事業は困難な問題を抱える女性への支援が重要な課題となっているにもかかわらず十分に活用されてこなかった。 <u>さらに、女性への支援に取り組む民間団体も現れてきているが、活動への公的支援が十分でなく、活動基盤が脆弱な状況が見られる。</u>	【修正案】：「さらに～状況も存在する」→削除する 又は「さらに、女性への支援に取り組む民間団体も現れてきているが、活動基盤が脆弱な状況が見られる。」 (理由) 女性支援の分野に限らず、法に基づかない多くの事業が民間団体によって実施されており、これらについて必ずしも公的支援は行われていない。公的事業ではない以上、公的支援がないことは当然のことであり、「活動への公的支援が十分ではない」という指摘を行うことは適当ではない。
●	P 4 一方、配偶者暴力被害者については、配偶者暴力防止法及び同法の下位法令等に基づき支援を行う必要があることから、これまでも、困難を抱える女性への支援の枠組の中において、配偶者暴力被害者への支援とそれ以外の者への支援が併存している状況が続いてきたところである。 法の施行にあたっては、配偶者暴力防止法と法の関係性を整理した上で、例えば、必要に応じて近隣自治体とも連携しつつ、配偶者暴力被害者をはじめとする所在地の秘匿性の必要性が高い場合と、地域に開かれた社会生活等が重要である場合とに対象を分けた上で、それぞれの支援に特化した施設の設置等それぞれの課題を踏まえた対応策や支援のあり方の検討に努める必要がある。	【修正案】：「法の施行にあたっては、・・努める必要がある。」 →「法の施行にあたっては、配偶者暴力防止法と法の関係性の整理を踏まえ、配偶者暴力被害者をはじめとする所在地の秘匿性の必要性が高い場合と、地域に開かれた社会生活等が重要である場合のそれぞれに適切な支援を提供できるよう努めること。」 (理由) 他の自治体と役割分担して特化した施設を設置することが例示されているが、他都道府県への施設入所を前提とすることは対象者本人の居住地を制約することにもつながり望ましくないため、修正してほしい。
第1 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項		
2 女性相談支援センターの利用者の状況や推移		
	P 6 また、困難な問題を抱える女性への支援については、民間団体が独自にソーシャルネットワークサービス等も活用しつつアウトリーチや相談支援、居場所やシェルター、ステップハウスの提供や医療機関・行政機関等への同行支援等、生活再建に向けた支援の様々な支援策を展開しているが、 <u>一方で、民間団体等の多くが、人材や資金等の面での困難や脆弱さを抱えており、活動への公的支援が十分でない現状もある。</u> 民間団体による支援活動の特長を生かし、行政と民間団体が協働しながら女性支援を推進していくことが必要と考えられる。	【修正案】：「一方で、・・現状もある」 →「一方で、民間団体等の多くが、人材や資金等の面での困難や脆弱さを抱えている。」 (理由) 女性支援の分野に限らず、公的事業ではない民間の事業について、公的支援がないことはある意味当然のことであり、「活動への公的支援が十分ではない」という指摘を行うことは適当ではない。現状分析としては、民間団体の活動基盤が弱いという指摘で足りる。
7 まとめ		
●	P 6 女性相談支援センター（旧婦人相談所）により一時保護された女性は令和2年度で3,514人、その同伴家族は2,851人で、合計すると6,365人である。同伴家族の内訳としては、60.6%が乳児・幼児、28.3%が小学生であり、18歳未満の児童で97.7%を占める。一時保護所の利用率は全国平均で見ると14.1%（同伴家族を除く）であるが、地域間の差が大きく、最も低い都道府県で2.0%、最も高い都道府県で64.3%となっている。一時保護の平均在所日数は17.1日であり、1～5日が最多の26.4%である一方、31日以上在所する者も15.3%存在する。一時保護後の行き先として女性自立支援施設（旧婦人保護施設）9.5%、や母子生活支援施設は11.6%、その他の社会福祉施設には11.8%がそれぞれの施設に移行しており、 8.4%は民間団体 を利用している状況がある。また、そのほか、実家等に帰郷した者が14.4%、帰宅した者が15.4%、自立した者が13.2%等となっている（令和2年度中の退所者3,454人の内訳）。また、平成14年度に一時保護委託制度を創設しており、各都道府県と委託契約を結んでいる施設数は令和3年4月1日現在で333施設存在する。なお、同一施設が複数都道府県から委託を受けている場合があるため、重複がある。 委託を受けている施設の類型としては、母子生活支援施設が113施設と最多で、民間シェルターが65施設、児童福祉施設（母子生活支援施設を除く）が60施設、障害者支援施設が28施設等となっている。	①（意見） 「8.4%は民間団体」の中に、無料定額宿泊所等の「施設」以外の社会福祉事業が含まれているのであれば、「民間団体」という表記では、女性支援を行う民間団体による独自の事業と混同されかねないため、修正していただきたい。 ②【修正案】 委託を受けている施設の類型としては、母子生活支援施設が113施設と最多で、民間シェルターが65施設、児童福祉施設（母子生活支援施設を除く）が60施設、障害者支援施設が28施設等となっている。 (理由) 秘匿性を要するDV被害者等の女性の一時保護中の安全確保の観点から、一時保護委託先の施設種別と施設数の情報は削除していただきたい。

第2 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項	
4 支援に関わる関係機関等	
(4) 民間団体等	
● P18	<p>その際、困難な問題を抱える女性が、性暴力や性的虐待、性的搾取等の構造から離脱して生活することができるよう支援することの重要性を十分に理解し、これらの性暴力や性的虐待、性的搾取等の構造に再度取り込まれないよう支援を行う意向のある民間団体が各地域で育成・確保されるよう留意する。</p> <p>【修正案】 その際、困難な問題を抱える女性が、性暴力や性的虐待、性的搾取等の構造から離脱して生活することができるよう支援することの重要性を十分に理解し、これらの性暴力や性的虐待、性的搾取等の構造に再度取り込まれないよう支援を行う意向のある民間団体が各地域で育成・確保されるよう留意する。</p> <p>【理由】 追記部分を削除していただきたい。都道府県によって民間団体の状況や支援者のニーズは様々であり、あえて特定の分野の支援活動に特化した団体を国や地方公共団体が育成すべきと限定するかのような記述は唐突感があり、適当でない。 民間団体の数が少なく、地域的偏りもある現状では、女性のライフステージや困難の状況に応じた様々な支援活動を行う民間団体を、地域の状況も踏まえて育成・確保していくことが必要であり、特定の活動を行う団体のみを優遇するかのような記述は避けるべきである。</p>
5 支援の内容	
(4) 一時保護	
● P21	<p>① 性暴力や性的虐待、性的搾取等による被害を防ぐために、支援対象者を緊急に保護することが必要と認められる場合（法第9条第7項） ② 配偶者暴力防止法第1条第1項に規定する配偶者からの暴力から保護することが必要と認められる場合（法施行規則第1条第1号） ③ ②に該当する場合以外で、同居する者等からの暴力から保護することが必要と認められる場合（法施行規則第1条第2号） ④ ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第1項に規定するつきまとい等又は同条第3項に規定する位置情報無承諾取得等から保護することが必要と認められる場合（法施行規則第1条第3号） ⑤ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第7号に規定する人身取引等により他人の支配下に置かれていた者として保護することが必要と認められる場合（法施行規則第1条第4号） ⑥ 支援対象者が定まった住居を有さず、又は心理的虐待など何らかの理由で帰宅することで心身に有害な影響を与えるおそれがあると認められる場合であって、保護することが必要と認められる場合（法施行規則第1条第5号） ⑦ 支援対象者について、その心身の健康の維持を図るために保護することが必要と認められる場合（法施行規則第1条第7号） ⑧ その他、一時保護を行わなければ、支援対象者の生命又は心身の安全が確保されないおそれがあると認められる場合（法施行規則第1条第8号）</p> <p>【修正案】 ① 性暴力や性的虐待、性的搾取等による被害を防ぐために、支援対象者を緊急に保護することが必要と認められる場合（法第9条第7項） ② 配偶者暴力防止法第1条第1項に規定する配偶者からの暴力から保護することが必要と認められる場合（法施行規則第1条第1号） ③ ②に該当する場合以外で、同居する者等からの暴力から保護することが必要と認められる場合（法施行規則第1条第2号） ④ ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第1項に規定するつきまとい等又は同条第3項に規定する位置情報無承諾取得等から保護することが必要と認められる場合（法施行規則第1条第3号） ⑤ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第7号に規定する人身取引等により他人の支配下に置かれていた者として保護することが必要と認められる場合（法施行規則第1条第4号） ⑥ 支援対象者が定まった住居を有さず、又は心理的虐待など何らかの理由で帰宅することで心身に有害な影響を与えるおそれがあると認められる場合であって、保護することが必要と認められる場合（法施行規則第1条第5号） ⑦ 支援対象者について、その心身の健康の維持を図るために保護することが必要と認められる場合（法施行規則第1条第7号） ⑧ その他、一時保護を行わなければ、支援対象者の生命又は心身の安全が確保されないおそれがあると認められる場合（法施行規則第1条第8号）</p> <p>【理由】 ・⑦を削除していただきたい。 ・「心身の健康の維持（確保？）のために保護することが必要」とはどのような状態をもって一時保護が必要と判断するのか不明であり要件にはならないため。 新法9条3項3号の「心身の健康の回復」は、一時保護を要すると認められるような困難な状況にある女性について、心身の健康上の問題がある場合に、必要な援助を行うことを規定していると解するべきである。 心身の健康の回復が必要な場合も、居所の有無や家族状況など、①～⑥の状況によって保護の要否が左右されるため、⑦単独では保護の要否の判断の要件にはならない。「心身の健康について心配される点があり、保護が必要なケース」については、⑧により一時保護の適用の判断が可能であるため、項目を増やす必然性はない。</p>
○ P21	<p>なお、一時保護は本人同意の下で行うものであるが、従来、一時保護すべき状況であるにも関わらず、例えば、①いったん一時保護しなければ心身の安全が確保されないおそれがあるが、かつて通知で掲げられていた「他法他施策優先」として、他施策への調整までの間も一時保護が行われない、②一時保護所の退所後の見通しが立っていないと一時保護が行われない、③本人の希望や意思のできる限りの尊重を行わずに、希望や意思に反する条件提示を行う等により本人が同意しない状況に至る等、必要な場合であっても一時保護が行われない場合があった旨の指摘があることに十分留意し、必要に応じて一時保護を適切に実施する必要がある。</p> <p>【修正案】 なお、一時保護は本人同意の下で行うものであるが、従来、一時保護すべき状況であるにも関わらず、例えば、①いったん一時保護しなければ心身の安全が確保されないおそれがあるが、かつて通知で掲げられていた「他法他施策優先」として、他施策への調整までの間も一時保護が行われない、②一時保護所の退所後の見通しが立っていないと一時保護が行われない、③本人の希望や意思のできる限りの尊重を行わずに、希望や意思に反する条件提示を行う等により本人が同意しない状況に至る等、必要な場合であっても一時保護が行われない場合があった旨の指摘があることに十分留意し、必要に応じて一時保護委託を検討する等、一時保護を適切に実施する必要がある。</p> <p>【理由】 ①～③は出所が明らかにされていない苦情であり、そのまま基本方針に列挙することに違和感があり削除していただきたい。 特に③は、一時保護の利用にあたっては、他者との集団生活となること、保護所内での一定のルールがあること、携帯電話等通信機器の使用に制約があることなど、必ずしも本人の希望に沿わない事項を説明せざるを得ないことについての配慮がない表現である。秘匿性を求められる現状の一時保護所においては対応できない部分があるため、委託に関する文言を入れていただきたい。</p>

●	P 2 3	<p>一時保護期間における支援対象者の通学・通勤について、加害者の追及がないなど安全上問題がなく、本人が通学・通勤を希望しており、現在の仕事やアルバイトの確保が将来の自立した生活に有益である場合は、通勤通学が可能な施設等に一時保護委託を行うことを含め、できる限り、通学・通勤できるよう配慮することが重要である。</p>	<p>【修正案】 <u>一時保護施設等は、緊急に暴力からの避難をする一時的な滞在を目的としているため、原則として、本人及び他の入所者の安全確保のため、一時保護施設等からの通学、通勤は想定されていないが、一時保護期間における支援対象者の通学・通勤について、加害者の追及がないなど安全上問題がなく、本人が通学・通勤を希望しており、現在の仕事やアルバイトの確保が将来の自立した生活に有益である場合は、通勤通学が可能な施設等に一時保護委託を行うことを含め、できる限り、通学・通勤できるよう配慮することが望ましい。</u></p> <p>(理由) <u>通勤通学を可とする前提として、追及の危険のある入所者とそれ以外の入所者の住み分けをどうするか</u>の議論が先であり、現状のままでは難しいため、<u>通勤通学への配慮を基本方針でいきなり求めるのは適当ではない。現状認識の記述を加えた上で、方向性を示すにとどめた表現に修正していただきたい。</u></p>
(7) 同伴児童への支援			
●	P 2 4	<p>また、児童の就学については、住民基本台帳への記録がなされていない場合であっても、その児童が住所を有することに基づいて就学を認める扱いがなされている。一時保護を実施した地方公共団体においては、一時保護の対象者の同伴児童が一時保護中でも児童の教育を受ける権利が保障されるよう、<u>通学時の安全確保</u>や一時保護所内での学習支援等を含め、教育委員会や学校等と連携するとともに、本人及び保護者に対して必要な情報提供を行うものとする。同伴児童が年長の男児等である場合、一時保護に当たって母子分離が行われるケースもあることから、母子分離を防ぐため、親子で入所可能な施設等に一時保護を委託することも検討すべきである。</p>	<p>また、児童の就学については、住民基本台帳への記録がなされていない場合であっても、その児童が住所を有することに基づいて就学を認める扱いがなされている。一時保護を実施した地方公共団体においては、一時保護の対象者の同伴児童が一時保護中でも児童の教育を受ける権利が保障されるよう、<u>通学時の安全確保</u>や一時保護所内での学習支援等を含め、教育委員会や学校等と連携するとともに、本人及び保護者に対して必要な情報提供を行うものとする。同伴児童が年長の男児等である場合、一時保護に当たって母子分離が行われるケースもあることから、母子分離を防ぐため、親子で入所可能な施設等に一時保護を委託することも検討すべきである。</p> <p>【理由】 <u>本人の通勤通学（P 2 3）よりも同伴児童の通学はさらに現実的ではなく、通学先の学校の確保など、現場が混乱する恐れがある。一時保護所内での学習支援の充実が最も現実的な対応であり、通学させることを前提としている部分の文言は削除していただきたい。</u></p>
(8) 自立支援			
○	P 2 4	<p>女性相談支援センターにおける個別のケースにおける自立支援の方針については、本人の希望や意思を引き出すための十分な情報提供に基づく丁寧なソーシャルワーク支援を行った上で、支援調整会議における個別ケース会議の場も活用し、検討を行う。</p>	<p>【修正案】 <u>女性相談支援センターや市町村において、個別のケースの自立支援の方針を検討するにあたっては、本人の希望や意思を引き出すための十分な情報提供に基づく丁寧なソーシャルワーク支援を行った上で、支援調整会議における個別ケース会議の場も活用し、検討を行う。</u> 【理由】</p> <p>【理由】 女性の自立支援の方針の検討・決定は、市町村が行う場合が多いため、市町村を加える必要がある。</p>
●	P 2 4	<p>なお、金銭管理は自立支援の重要な課題である。女性自立支援への入所中の女性に対しては、</p>	<p>【修正案】 なお、金銭管理は自立支援の重要な課題である。女性自立支援施設への入所中の女性に対しては、</p>
6 支援の体制			
(3) 民間団体との連携体制			
●	P 2 7 P 2 8	<p>なお、多様な民間団体の中には、性搾取等の暴力の構造の理解が不十分である等の必ずしも困難な問題を抱える女性に対する支援として適切でない団体もあるとの指摘もあり、国及び地方公共団体は、当事者や実績のある民間団体等からの情報を注意深く収集し、現場における支援に支障をきたすことのないよう適切な対応に努めるものとする。<u>必要な場合は不適切な団体の情報を適切に関係機関へ共有する等の対応が求められる。</u></p>	<p>【修正案】 なお、多様な民間団体の中には、性搾取等の暴力の構造の理解が不十分である等の必ずしも困難な問題を抱える女性に対する支援として適切でない団体もあるとの指摘もあり、国及び地方公共団体は、当事者や実績のある民間団体等からの情報を注意深く収集し、現場における支援に支障をきたすことのないよう適切な対応に努めるものとする。<u>必要な場合は不適切な団体の情報を適切に関係機関へ共有する等の対応が求められる。</u></p> <p>【理由】 <u>「実績のある民間団体」が、「適切でない団体」に関する何らかの情報を行政に流し、それを関係機関で共有することは行政として説明責任が果たせないと思われるため削除していただきたい。まずは、不適切な団体が安易に参入しないように、認定や審査の仕組みを国が整備すべきである。</u></p>
●	P 2 8	<p><u>また、連携に当たっては、性暴力や性的虐待、性的搾取等の構造から離れて生活することが出来るよう支援することの重要性を十分に理解し、これらの性暴力や性的虐待、性的搾取等の構造に再度取り込まれないように支援を行う意向のある民間団体との連携となるよう留意する。</u></p>	<p>【修正案】 <u>また、連携に当たっては、性暴力や性的虐待、性的搾取等の構造から離れて生活することが出来るよう支援することの重要性を十分に理解し、これらの性暴力や性的虐待、性的搾取等の構造に再度取り込まれないように支援を行う意向のある民間団体との連携となるよう留意する。</u></p> <p>【理由】 <u>追記部分を必ず削除していただきたい。都道府県の民間団体の状況や支援者のニーズは様々であり、地域の状況に応じた様々な団体と連携していくことが自然であり、あえて特定の分野の支援活動を行う民間団体と連携すべきと限定するかのよう記述は適当でない。女性のライフステージや困難の状況に応じた様々な支援活動を行う民間団体を、地域の状況も踏まえて育成・確保し、連携を図っていくことが必要であり、特定の活動を行う団体のみを優遇するような記述は避けるべきである。</u></p>

(4) 関係機関との連携体制			
●	P 2 8	民間支援団体	【説明】 このページの当該箇所までは、「民間団体」と表記されているが、このページ以降では、「民間支援団体」「NPO法人等民間団体」「NPO法人等の民間団体」など表記が統一されていないため、意味内容が同じなのであれば、統一する必要がある。
(5) 配偶者暴力防止法に基づく施策との関係性			
○	P 2 8	配偶者からの配偶者暴力被害者については、	【修正案】 配偶者暴力被害者については、 (理由) P4で「(以下「配偶者暴力被害者」という。)」と記載されているため。
7 支援調整会議			
	P 2 9	支援調整会議の構成員としては、地方公共団体（都道府県・市町村）の女性支援担当部局他の関連部局、福祉事務所、女性相談支援センター、女性相談支援センターから一時保護の委託を受けている者をはじめとする民間団体、都道府県や市町村に配置されている女性相談支援員（都道府県・市町村）、地域の女性自立支援施設、困難な問題を抱える女性に関し、訪問や巡回、居場所の提供、ソーシャルネットワークワーキングサービス等を活用した相談支援やアウトリーチ、関係機関への同行等の支援を実施している民間団体、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、支援に関係する福祉関係機関、就労支援機関等が考えられるが、必要に応じて、これに限らず幅広い適切な者を構成員とすることが望ましい。	【修正案】 支援調整会議の構成員としては、地方公共団体（都道府県・市町村）の女性支援担当部局及びその他の関連部局、福祉事務所、女性相談支援センター、女性相談支援センターから一時保護の委託を受けている者をはじめとする民間団体、都道府県や市町村に配置されている女性相談支援員（都道府県・市町村）、地域の女性自立支援施設、困難な問題を抱える女性に関し、訪問や巡回、居場所の提供、ソーシャルネットワークワーキングサービス等を活用した相談支援やアウトリーチ、関係機関への同行等の支援を実施している民間団体、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、支援に関係する福祉関係機関、就労支援機関等が考えられるが、必要に応じて、これに限らず幅広い適切な者を構成員とすることが望ましい。 (理由) 民間団体についてはP 3 0（1行目）にも記述があつて重複すること、また、支援対象者と関わりがない民間団体も広く構成員とするようにも読めてしまうため、削除していただきたい。
	P 3 0	支援調整会議を運営する際には、①困難な問題を抱える女性に対する支援体制の地域における全体像及び調整会議全体の評価等を行う代表者会議、②個別ケースの定期的な状況確認や支援方針の見直し、支援対象女性の実態把握等を行う実務者会議、③一時保護が必要な場合や、女性自立支援施設への入所による自立支援が必要である場合、各種の社会福祉サービス等を組み合わせながら支援を行う必要がある場合等の個別ケースについて詳細な支援方針を議論する個別ケース検討会議に段階をわけて実施することが考えられる。 さらに、会議の主催者は都道府県又は市町村自身が想定されるが、関係者においても必要と考える場合は主催者に開催を要請できるようにすること、状況に応じて情報共有のための個別ケース検討会議を柔軟かつ機動的に開催することや、調整を担当する者を例えば市町村の女性相談支援員とする等、地域の実情を踏まえつつ都道府県単位で明確にし、特に緊急に新たな個別ケース会議を招集する必要がある場合等に関係機関間の連絡調整が円滑に進むようにすることが重要である。 また、オンライン等もの活用については、高度な個人情報を取り扱うことについての十分な留意が必要である。	(意見) 「個別ケース検討会議」「個別ケース会議」とあるが、用語は統一してほしい。
○	P 3 0	また、困難な問題を抱える女性に対する支援体制の評価を行う代表者会議においては、地域の支援機関における支援に対する苦情の状況等踏まえて実施体制の評価を行うとともに困難な問題を抱える女性に対する支援に係る関係機関の共通認識の醸成を図っていくことが望ましい。	【修正案】 また、困難な問題を抱える女性に対する支援体制の評価を行う代表者会議においては、地域の支援機関における支援に関する全体的な状況を把握し、それらも踏まえて実施体制の評価を行うとともに困難な問題を抱える女性に対する支援に係る関係機関の共通認識の醸成を図っていくことが望ましい。 (理由) 代表者会議は、地域全体で適切な支援が行われるように連携する場であり、支援の内容に問題があれば協議するのは当然であるが、苦情処理機関であるかのような記述は適切でないため修正していただきたい。
○	P 3 0	なお、支援調整会議で取り扱う個人情報については、まず、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、及び、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定に基づいて取り扱われる必要があり、とりわけ、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる情報や、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報の取扱い等について十分に留意することが求められる。	【修正案】 なお、支援調整会議で取り扱う個人情報については、まず、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、及び、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定に基づいて取り扱われる必要があり、とりわけ、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる情報や、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報の取扱い等について十分に留意することが求められる。
1 0 調査研究等の推進			
	P 3 2	国は、支援主体において対応した困難な問題を抱える女性について、直面している問題の内容や年齢層、支援内容や実績、一時保護及び女性自立支援施設等における支援内容や一時保護や女性自立支援施設の退所後の状況、自治体の取組状況等に関する定期的な実態調査を行い、公表する。	【修正案】 国は、支援主体において対応した困難な問題を抱える女性について、直面している問題の内容や年齢層、支援内容や実績、一時保護及び女性自立支援施設等における支援内容や一時保護や女性自立支援施設の退所後の状況、自治体の取組状況等に関する定期的な実態調査を行い、公表する。 (理由) 「一時保護及び女性自立支援施設等における支援内容」は「支援内容」に総括されるので不要。

第3 都道府県及び市町村が策定する基本計画の指針となるべき基本的な事項

1 計画策定に向けた手続

(3) 基本計画策定前の手続

	● P 3 4	カ 民間団体や警察 からのヒアリング等により把握した実状	【修正案】 カ 関係機関等 からのヒアリング等により把握した実状 【理由】 ヒアリングは、民間団体と警察に限定される必要はないため。
--	---------	-------------------------------------	---

2 資料2（政省令案）に関する意見

箇所	資料2（省令案）	意見
<p>● 第一条</p>	<p>【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行規則】 （法第九条第七項の厚生労働省令で定める場合）</p> <p>第一条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十号。以下「法」という。）第九条第七項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号。次号において「配偶者暴力防止等法」という。）第一条第一項に規定する配偶者からの暴力から保護することが必要と認められる場合</p> <p>二 同居する者等であって、配偶者暴力防止等法第一条第三項に規定する配偶者以外の者からの暴力から保護することが必要と認められる場合</p> <p>三 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等から保護することが必要と認められる場合</p> <p>四 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第七号に規定する人身取引等により他人の支配下に置かれていた者として保護することが必要と認められる場合</p> <p>五 住居がない又は何らかの理由で帰宅することが心身に有害な影響を与えるおそれがあると認められる場合であって、保護することが必要と認められる場合</p> <p>六 心身の健康の確保の回復を図るために保護することが必要と認められる場合</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、一時保護を行わなければその支援の対象となる者の生命又は心身の安全が確保されないおそれがあると認められる場合であって、保護することが必要と認められる場合</p>	<p>【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行規則】 （法第九条第七項の厚生労働省令で定める場合）</p> <p>第一条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号。以下「法」という。）第九条第七項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号。次号において「配偶者暴力防止等法」という。）第一条第一項に規定する配偶者からの暴力から保護することが必要と認められる場合</p> <p>二 同居する者等であって、配偶者暴力防止等法第一条第三項に規定する配偶者以外の者からの暴力から保護することが必要と認められる場合</p> <p>三 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等から保護することが必要と認められる場合</p> <p>四 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第七号に規定する人身取引等により他人の支配下に置かれていた者として保護することが必要と認められる場合</p> <p>五 住居がない又は何らかの理由で帰宅することが心身に有害な影響を与えるおそれがあると認められる場合であって、保護することが必要と認められる場合</p> <p>六 心身の健康の確保の回復を図るために保護することが必要と認められる場合</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、一時保護を行わなければその支援の対象となる者の生命又は心身の安全が確保されないおそれがあると認められる場合であって、保護することが必要と認められる場合</p> <p>【理由】</p> <p>・「心身の健康の確保（維持？）のために保護することが必要」とはどのような状態をもって一時保護が必要と判断するのか不明であり要件にはならないため。</p> <p>新法9条3項3号の「心身の健康の回復」は、一時保護を要すると認められるような困難な状況にある女性について、心身の健康上の問題がある場合に、必要な援助を行うことを規定していると解するべきである。</p> <p>「心身の健康の回復が必要」な場合も、居所の有無や家族状況など、一～五の状況によって保護の要否が左右されることとなるため、六単独では保護の要否の判断基準にはならない。</p>